資料1－2

# 平成27年度立入検査の実施状況及び平成28年度立入検査の重点

平成28年3月10日
経済産業省
商務流通保安グループ
ガス安全室

## 平成２７年度立入検査の実施状況

1．本省

- 経済産業本省の平成27年度立入検査については、平成27年4月から平成28年2月までの間に、①これまで立入検査が未実施の事業者、②これまでに行政処分等を受けた事業者、③前回の立入検査実施から相当期間を経過している事業者、④平成26年に液化石油ガスに係る事故等が発生した事業者の中から20社（24事業所）を選定し、立入検査を実施した。

- 立入検査の結果、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に係る、以下の法令違反が確認された事業者が2社あった。当該社に対し、商務流通保安審議官の文書による厳重注意を行った。
  ○ 一般消費者等と液化石油ガス販売契約を締結する際に交付する書面の未交付ないし誤った記載内容の書面交付。
  ○従業員への保安教育がなされていない、また、業務主任者が法定講習を受講していない。
  ○法令で定める期限内に、定期供給設備点検及び定期消費設備調査が実施されていない。
  など

- また、以下のような液石法に係る不適切な事案が確認された事業者が3社あった。当該社に対し、ガス安全室長の文書による厳重注意等を行った。
  ○保安業務の実施結果の帳簿への未記載ないし帳簿が整備されていない。
  ○業務主任者が保安業務の結果を確認していない等、適切に業務を実施していない。
  ○法令で定める変更届書等を提出していない。
  ○法令で定める期限内に、定期供給設備点検及び定期消費設備調査が実施されていない。
  ○法令に基づき報告された書類に誤りがあった。
  など

- さらに、以下のような軽微な不備が、１１社において確認されたため、それぞれの事業者に対し立入検査を実施した担当官による口頭注意を行った。
  - ①保安業務に係る販売事業者ないし保安機関との間で取り交わす受委託契約書等の不備
  - ②保安業務規程の不備
  - ③供給設備点検及び消費設備調査等の保安業務の実施状況不備
  - ④ＬＰガス販売事業者が一般消費者等と販売契約を締結する際の書面の記載漏れ、誤記等
  - ⑤質量販売を行った際の記録書類の記載漏れ等
  - ⑥整備すべき帳簿の誤記、不整備等
  - ⑦貯蔵施設の整備不良等
  - など

- また、立入検査とは別に、保安機関が液化石油ガス販売事業者から委託を受けて実施する容器交換時等供給設備点検の実施において、対象となる一般消費者等の数を誤認していたという、液石法に係る不適切な事案が確認された事業者が2社あった。これらの社に対し、ガス安全室長から口頭注意を行った。

## 2．産業保安監督部

- 経済産業省産業保安監督部の平成２７年度立入検査については、平成２７年４月から１２月までの間に、概ね本省と同様の考え方で対象事業者を選定し、１０２社（１０８事業所）の立入検査を実施した。

- その結果、６社において重大な法令違反（供給設備の技術上の基準への不適合、定期供給設備点検及び定期消費設備調査についての法定期限内の未実施、質量販売における消費設備調査の未実施等）が確認されたため、それぞれの事業者に対し産業保安監督部長による行政指導（改善指示）を行った。また、次の事項に関し軽微な不備が確認されたため、それぞれの事業者に対し担当官から口頭又は文書による注意を行った。
  - ①供給設備点検及び消費設備調査等の実施状況（１件）
  - ②液化石油ガス販売事業者等が備えるべき帳簿への記載事項（２件）
  - ③質量販売における基準の適合状況及び消費設備調査の実施状況（１件）
  - など

**平成２８年度立入検査の重点**

- 平成２８年度立入検査においては、過去に行われた立入検査で確認された法令違反等を踏まえ、引き続き、次に掲げる事項を重点的に確認することとする。
  - （１）保安業務に係る委託契約の内容
  - （２）供給設備点検及び消費設備調査等の実施状況
  - （３）液石法第１４条第１項に基づく書面の交付状況
  - （４）液石法第１６条に基づく貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況
  - （５）バルク貯槽の安全弁の交換作業の実施状況
  - （６）保安教育の実施状況
  - （７）保安業務を委託している場合の実施結果の確認等業務主任者が行う職務の実施状況
  - （８）液化石油ガス機器の経年管理状況
  - （９）ＬＰガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
  - （１０）質量販売における基準の適合状況及び消費設備調査の実施状況

# 平成27年度立入検査等の結果について（平成27年4月～平成28年2月実施分）

1．立入検査の結果

| | 立入等時期 | 事業者名 | 事業所名 | 結果（注） | 行政処分・行政指導の有無 | 内容等 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 平成27年5月12日（火） | 竹中産業(株) | 名古屋営業所 | 文書による行政指導あり | 商務流通保安審議官の文書による厳重注意 | 立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、6月12日付けで、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官名で、同社に厳重注意を行った。また、このような事案が生じた原因を明らかにするとともに、本件に係る再発防止策を策定し報告することを求めた。さらに、再発防止策の実施状況について、報告の日から1年間、四半期毎に報告することを求めた。<br>・液石法第14条第1項の規定に基づき、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結した際に交付する書面について、法令で定める記載事項がない書面、保安業務を行う保安機関の事業所名が誤った書面を交付していた。また、記載事項に変更があった際に、当該書面の再交付がなされていなかった。<br>・液石法第18条の規定により、液化石油ガス販売事業者は、その従業者に保安教育を施さなければならないが、実施されていなかった。<br>・液石法第19条第3項の規定により、液化石油ガス販売事業者が、その業務主任者に対して受講させるべき講習について、平成13年に業務主任者を選任して以降、受講させていなかった。<br>・液石法第20条第1項の規定により、業務主任者は液化石油ガスの販売に係る保安に関し、同法施行規則第24条第7号に定める保安業務の実施及びその結果の確認について行わなければならないところ、当該業務に規定する定期供給設備点検及び定期消費設備調査が、法令の定めによる4年の期間で実施されておらず、前回の点検時から、5年経過後に行われていた。<br>・液石法第81条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者が整備すべき帳簿について、法令で定める事項の記載がないものがあり、かつ、整備されていなかった。 |
| 2 | 平成27年5月13日（水） | 鈴与セキュリティサービス（株） | 袖師事業所 | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | 次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。<br>・保安業務の実施において、保安業務資格者の配置状況や宿直体制等の整備がなされていなかったことから、保安業務実施体制の整備を行うこと。 |
| 3 | 平成27年5月18日（月）<br>及び5月20日（水） | 伊丹産業（株） | 高知工場<br>及び<br>高松工場 | 指摘なし | なし | 液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 4 | 平成27年5月19日（火） | 四国アセチレン工業（株） | 徳島事業所 | 文書による行政指導あり | 商務流通保安審議官の文書による厳重注意 | 立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、6月12日付けで、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官名で、同社に厳重注意を行った。また、このような事案が生じた原因を明らかにするとともに、本件に係る再発防止策を策定し報告することを求めた。さらに、再発防止策の実施状況について、報告の日から1年間、四半期毎に報告することを求めた。<br>・液石法第8条の規定により、液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの貯蔵施設を変更したときは、遅滞なく、届け出なければならないが、届け出されていなかった。<br>・液石法第14条第1項の規定に基づき、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結した際に交付する書面について一部の一般消費者等に対して交付がなされていなかった。また、保安業務実施者を変更した際に、全ての一般消費者等に対し当該書面の再交付がなされていなかった。<br>・液石法第18条の規定により、液化石油ガス販売事業者は、その従業者に保安教育を施さなければならないが、平成26年度以前において実施されていなかった。<br>・液石法第20条第1項の規定により、業務主任者は液化石油ガスの販売に係る保安に関し、同法施行規則第24条第7号に定める保安業務の実施及びその結果の確認について行わなければならないところ、当該業務に規定する定期供給設備点検及び定期消費設備調査が、法令の定めによる4年の期間で実施されておらず、前回の点検時から、5年経過後に行われた。 |

# 平成27年度立入検査等の結果について（平成27年4月～平成28年2月実施分）

1．立入検査の結果

| | 立入等時期 | 事業者名 | 事業所名 | 結果（注） | 行政処分・行政指導の有無 | 内容等 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 平成27年6月5日（金）<br>及び<br>平成27年6月17日（水） | カメイ（株） | 群馬支店<br>及び<br>埼玉支店<br>川口営業所 | 文書による行政指導あり | ガス安全室長の文書による厳重注意 | 立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、7月9日付けで、ガス安全室長名で同社に厳重注意を行った。また、このような事案が生じた原因を明らかにするとともに、本件に係る再発防止策を策定することを求めた。<br>〇群馬支店<br>・液石法第81条第1項の規定により、定期消費設備調査の結果を帳簿に記載することとなっているが、44件が未記載となっていた。<br>・液石法第20条第1項の規定により、業務主任者は、液石法第27条第1項の保安業務の実施及びその結果を確認することとなっているが、定期消費設備調査の結果の確認がなされていなかった。<br>〇埼玉支店川口営業所<br>・液石法第27条第1項の規定により、定期供給設備点検及び定期消費設備調査が法令の定めによる4年の期間で実施されていない案件が85件あった（そのうち1年を超えているものは3件。）。<br>・液石法第20条第1項の規定により、業務主任者は、液石法第27条第1項の保安業務の実施及びその結果を確認することとなっているが、定期消費設備調査の結果の確認がなされていなかった。 |
| 6 | 平成27年6月30日（火）<br>及び<br>平成27年7月1日（水） | ENEOSグローブエナジー（株） | 佐賀支店<br>及び<br>福岡支店 | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | 次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。<br>Ⅰ．佐賀支店<br>〇法定手続関係<br>・事業承継の際の「液化石油ガス販売事業承継届書（甲）」において届出られた、委託先保安機関の名称及び所在地等と、「液化石油ガス販売事業報告」において届出られたものとで、違いがあった。このため、誤りを直ちに是正するとともに、事業承継の際には、被承継事業者の委託先保安機関の名称及び住所等について、保安業務に係る受委託契約書を正確に管理して届出を行うなど、適正な法定手続きを行うこと。<br>〇保安業務の委託契約関係<br>・保安業務を委託する保安機関との契約書において、保安機関の事業所名が届出られているものと異なる事業所のものが3件あった。このため、保安業務を委託する保安機関との間で締結される受委託契約書について、正しい事業所名及び所在地等を記載した上で行うとともに、当該事項を記載した法第8条に基づく液化石油ガス販売所等変更届書を提出すること。<br>〇保安業務の実施状況<br>・従業員に配布されている保安業務規程が、変更認可の前のものであった。事業所に備えるべき保安業務規程とともに、従業員に配布するものも最新のものを配布すること。<br>・供給開始時点検・調査において、点検記録票への消費者の確認印がないものがあったので、今後は、消費者の確認印をきちんととること。<br>・質量販売に係る点検記録等の様式について、異なる様式のものが用いられていた。同じ消費者に対して、異なる様式で質量販売が行われていることもあり、好ましくないので、様式を統一すること。<br>・緊急時対応及び緊急時連絡を行った際の帳票に、記載がない箇所があった。このため、記載についての社内の規定を整備し、記載する場合としない場合を明確にするとともに、記載漏れをなくすこと。 |

# 平成27年度立入検査等の結果について（平成27年4月～平成28年2月実施分）

1．立入検査の結果

| | 立入等時期 | 事業者名 | 事業所名 | 結果（注） | 行政処分・行政指導の有無 | 内容等 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 6 | 平成27年6月30日（火）<br>及び<br>平成27年7月1日（水） | ENEOS<br>グローブエナジー（株） | 佐賀支店<br>及び<br>福岡支店 | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | Ⅱ．福岡支店<br>〇保安業務の委託契約関係<br>・保安業務を委託する保安機関との委託契約書において、保安機関が業務を行った結果を報告する期日に問題のあるものや、委託契約書の有効期間を規定する条文に日付の記載がなかったので、適正な報告期日への修正及び条文に有効期間の日付を記載する等、適正な内容の委託契約書を取り交わすこと。<br>・販売事業者がその保安業務を保安機関へ委託する際には、法第28条の規定に基づき、「委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」を書面に記載し、販売事業者と保安機関とで相互に交付することとなっているが、当該支店と保安機関との間での契約時の書面には、一般消費者等の氏名等で法人のものについて、その代表者の氏名が記載されていなかった。従って一般消費者等が法人のものについて全数を調査し、その代表者の氏名が記載されていないものは、代表者の氏名を記載した書面を改めて作成し、相互に交付すること。<br>〇保安業務の実施状況<br>・供給開始時点検・調査において、点検記録票への消費機器の種類を記載する箇所に誤りがあった他、集合住宅の点検記録票に、消費者の確認印がないもの等があった。このため、全ての点検票を見直し、誤記、記載漏れ、確認印がないもの等については、正しい記載となるように、再度点検・調査を行い点検記録票を整備すること。<br>・容器交換時等供給設備点検を委託している保安機関から、マイコンメータからのB表示（微小漏えい警報表示）が確認されたとして「設備改善依頼書」が発出された事案について、販売事業者として福岡支店が対応を行ったのが3週間を経過してからであった。対応を行うまでに放置した期間が長すぎることと、法第20条に定める業務主任者の職務（供給設備が技術上の基準に適合して維持されるよう監督する義務）を果たしていないので、今後、同様の事案について速やかに措置を行うものとし、かつ、再発防止対策を策定するとともに、液化石油ガスの保安の確保の観点から、業務主任者は、適切に職務を行うこと。<br>・定期消費設備調査における一般消費者等が不在等の理由で調査が実施できなかったものについて、自社で実施する分と併せ保安業務を委託している保安機関の分も含め、一般消費者等へ調査のために事前連絡をした日時の記録や一般消費者等を訪問した記録等が記載されていなかった。このため、定期消費設備調査の未実施に係る一般消費者等への訪問等の記録を記載しておくこと。<br>・緊急時連絡において、業務を行った記録表に、管理者の確認がなされていないものがあった。このため、今後、緊急事連絡業務を行った際には、管理者が確認を行い、記録として残すこと。<br>〇販売事業関係<br>・法第14条の規定に基づき、一般消費者等に対して、液化石油ガスの販売契約締結時に交付する書面（以下「14条書面」という。）に、交付した日付の記載のないものがあった。従って、今後交付する14条書面については、交付を行った日付の記載を行ったうえで適切な書面交付を行い、法第81条の規定に基づく帳簿の整備も併せて行うこと。<br>・質量販売における、14条書面（供給開始時点検・調査の点検票を兼ねる）について、緊急時対応を行う保安機関の名称等が記載されていなものや、交付する一般消費者等の氏名等が記載されていない書面の交付が行われていた。従って、質量販売についても、今後交付する14条書面については、一般消費者等の氏名の記載等を適切に行ったうえで適切な書面交付を行い、法第81条の規定に基づく帳簿の整備も併せて行うこと。<br>〇貯蔵施設関係<br>・法第16条の規定により、液化石油ガス販売事業者は貯蔵施設を省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならないところ、当該支店の貯蔵施設のち、屋根（スレート）にひびがあった他、レール排水溝にゴミがあり液化石油ガスの漏えい時の滞留防止となっていなかった。従って、これらの設備について、技術上の基準に適合するよう適切な処置を施すこと。 |

# 平成27年度立入検査等の結果について（平成27年4月～平成28年2月実施分）

1．立入検査の結果

| | 立入等時期 | 事業者名 | 事業所名 | 結果（注） | 行政処分・行政指導の有無 | 内容等 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 平成27年7月2日（木） | パナソニック アプライアンス セーフティサービス（株） | 九州センター | 指摘なし | なし | 液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 8 | 平成27年7月21日（火） | （株）和田商会 | 村上LPガス販売所・村上営業所 | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | 次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。<br>・事業所に備えるべき保安業務規程について、保安業務計画書が添付されていなかった。また、変更認可後の最新のものでなかった。このため、保安業務規程は保安業務計画書を含んだものでかつ変更認可後の最新のものを各事業所に備えておくこと。<br>・液化石油ガス販売事業者から保安業務の委託を受けている委託契約書について、契約書の覚書に日付が記載されていないものがあったので、委託元の液化石油ガス販売事業者との間で覚書の日付の記載を行ったものを取り交わすこと。 |
| 9 | 平成27年7月22日（水） | 有限会社 太洋ガス商工 | 本社 | 文書による行政指導あり | ガス安全室長の文書による厳重注意 | 立入検査を実施した結果、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、8月27日付けで、ガス安全室長名で、同社に厳重注意を行った。また、このような事案が生じた原因を明らかにするとともに、本件に係る再発防止策を策定することを求めた。<br>〇販売所等の変更届出<br>液石法第8条の規定に基づき、保安業務を委託する保安機関を行政庁に届出ることとなっているが、平成18年の販売事業登録時点から委託先保安機関の追加等の変更があったにもかかわらず、届出がなされていなかった。<br>〇書面の交付<br>液石法第14条の規定に基づく一般消費者等と販売契約を締結した際に交付する書面について、保安業務を行う保安機関の名称等が誤ったものが一般消費者等に交付されていた。<br>〇業務主任者<br>液石法第19条の規定により、業務主任者を選任ないし解任した際には、その旨を行政庁に届出ることとなっているが、平成21年に選解任が行われた際の届出がされていなかった。<br>〇保安業務を行う義務<br>液石法第27条第1項第1号及び第2号の規定により、一般消費者等に対して定期的に実施することが義務付けられている定期供給設備点検及び定期消費設備調査が、法令の定めによる4年の期間で実施されていなかった。<br>〇保安業務の委託<br>液石法第28条の規定により、保安業務を委託する際に保安機関と委託契約を締結することとなっているが、契約内容が適切でないものや、記載すべき事項等に漏れがあった。<br>〇帳簿の記載<br>販売事業者及び保安機関として整備すべき帳簿について、法令で定める記載事項がなく、整備されていなかった。<br>〇報告の徴収<br>液石法施行規則第132条に基づき提出する、販売事業報告及び保安業務実施状況報告について、適切な内容の報告がなされていなかった。 |

# 平成27年度立入検査等の結果について（平成27年4月～平成28年2月実施分）

1．立入検査の結果

| | 立入等時期 | 事業者名 | 事業所名 | 結果（注） | 行政処分・行政指導の有無 | 内容等 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 10 | 平成27年8月6日（木） | 東洋ガスメーター（株） | 本社 | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | 次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。<br>〇法定手続関係等<br>実際に保安業務を実施している所在地の住所ではなく本社の住所で保安機関としての認定がなされているので、早急に保安業務規程変更認可申請手続きを行い、保安業務を実施する場所で認可を受けること。<br>〇保安業務資格者等<br>自社で定めた保安業務規程第3条（保安業務の実施の方法）（2）が遵守されていなかった。夜間の保安業務実施体制を早急に見直すとともに、保安業務資格者等の資格を有しない3名については、資格を取得するまでの期間、有資格者の監督の下、保安業務を実施すること。<br>〇委託契約関係<br>・液化石油ガス販売事業者から保安業務の委託を受けている委託契約書について、契約締結日が未記入であったものが55件あった。委託元の液化石油ガス販売事業者との間で確認し、日付を記載した契約書を取り交わすこと。<br>・委託元の液化石油ガス販売事業者から委託契約書を受理していないものが5件あった。早急に販売事業者から受理しておくこと。<br>・委託元の液化石油ガス販売事業者に、自社の名称・住所及び保安業務の連絡方法を正しく通知していなかった。このため、液化石油ガス販売事業者が一般消費者等に対して交付する14条書面における保安機関の記載も間違ったものとなっていた。速やかに液化石油ガス販売事業者へ、自社の名称・住所等の変更を連絡すること。<br>〇保安教育関係<br>保安教育を実施していることが確認できるエビデンスが十分に揃っていなかった。適切な保安業務の実施のため、自社で定めた保安業務規程第8条（保安教育）に基づき、従業員への保安教育を行うこと。 |

# 平成27年度立入検査等の結果について（平成27年4月～平成28年2月実施分）

1．立入検査の結果

| | 立入等時期 | 事業者名 | 事業所名 | 結果（注） | 行政処分・行政指導の有無 | 内容等 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 11 | 平成27年8月19日（水）<br>及び<br>平成27年8月21日（金） | 全国農業協同組合連合会 | 京都府本部<br>LPガス<br>福知山直売所<br>及び<br>兵庫県本部<br>加古川<br>LPガス充填所 | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | 次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。<br>Ⅰ．福知山直売所<br>〇液石法第14条書面について<br>液石法第14条の規定に基づく書面について、質量販売を行った際の14書面の不備等が認められたので、書面の交付状況、保安業務である消費設備調査及び周知の実施状況等について自己点検を実施するとともに、今後行う質量販売については、14条書面の記載内容を十分に確認した上で書面交付するとともに、その記載内容に基づき適切な保安業務を実施し、その結果と併せて交付書面を記録として残すようにすること。<br>〇保安業務の委託契約関係<br>保安業務を委託する保安機関との委託契約書において、契約書に添付される委託先保安機関の保安業務規程が古いものであった。保安業務規程については、保安機関の最新のものにより保安業務が実施されるので、変更認可がなされた都度、最新のものを保安機関から受理するとともに、業務主任者はその内容を確認すること。<br>〇保安業務用機器について<br>保安業務用機器については一部に不具合のものがあったので、管理表において適切に管理し、機器の整備を行うこと。<br>〇貯蔵施設について<br>販売所が所有する貯蔵施設について、法に基づき届出られている貯蔵施設の面積と現場施設における貯蔵施設の面積積の表示とで差異があったので、届出内容と整合をとること。<br><br>Ⅱ．加古川LPガス充填所<br>〇保安業務の実施状況について<br>液化石油ガス販売事業者から保安業務を受託し、緊急時対応の保安業務を実施した際に受託先に報告する記録票に、報告済みの記載がないものがあった。このため、今後緊急時対応対応の保安業務を実施した際には、受託先にその結果を報告した旨を記録票に必ず記載するようにすること。また、保安業務を実施した結果等を記載した帳簿において、記載すべき内容の表示がシステムの不具合によって不十分なものについては、すべて表示されたものとして帳簿を整備すること。 |

# 平成27年度立入検査等の結果について（平成27年4月～平成28年2月実施分）

1．立入検査の結果

| | 立入等時期 | 事業者名 | 事業所名 | 結果（注） | 行政処分・行政指導の有無 | 内容等 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 12 | 平成27年9月30日（水） | 湊商事（株） | 大畑給油所 | 文書による行政指導あり | ガス安全室長の文書による厳重注意<br><br>及び<br><br>担当官による口頭注意 | 立入検査を実施した結果、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、10月23日付けで、ガス安全室長名で、同社に厳重注意を行った。また、このような事案が生じた原因を明らかにするとともに、本件に係る再発防止策を策定することを求めた。また併せて、担当官からの口頭注意も行った。<br>Ⅰ．文書による厳重注意<br>〇販売所等の変更届出<br>液石法第8条の規定に基づき、保安業務を委託した保安機関を行政庁に届出ることとなっており、これが変更となった場合も同様に届出ることとなっているが、平成22年に委託先の保安機関に変更があったにもかかわらず、届出がなされていなかった。<br>〇業務主任者<br>液石法第19条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、業務主任者に選任したものに対して、法令で定める講習を受講させる義務があったにもかかわらず、受講させていなかった。<br>また、液石法第21条第2項の規定により、業務主任者の代理者の選解任をした際には、その旨を行政庁に届出ることとなっているが、平成24年に選解任が行われた際の届出がなされていなかった。<br>〇保安業務を行う義務<br>液石法第27条第1項第1号及び第2号の規定により、一般消費者等に対して供給開始時に行う点検・調査が適切に実施されておらず、また、液石法第81条の規定により、整備すべき帳簿としても不完全なものであった。<br>〇保安教育<br>液石法第18条の規定により、液化石油ガス販売事業者が従業員に対して行うべき保安教育の実施が不十分であった。<br><br>Ⅱ．口頭注意<br>〇保安機関の手続き関係<br>・保安業務規程について、液石法施行規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法を記載するところ、緊急時対応業務を行った際の、災害の発生し又はそのおそれのある場合の一般消費者等への適確な助言等を与える規定がなかったので、当該規定を条文に加えること。<br>・また、保安業務規程の変更認可後、保安業務計画書まで含んだ最新の保安業務規程を事業所に備えておくこと。<br>〇保安業務の委託契約関係<br>保安業務を委託する保安機関との委託契約書について、契約書本文で規定する委託先保安機関の保安業務規程が受理されていなかった。このため、委託先保安機関から保安業務規程を受理するとともに、定期的に保安業務規程の変更認可の状況等を確認すること。<br>〇保安業務の実施関係<br>・容器交換時等供給設備点検業務を委託している保安機関からの点検報告において、設備改善要求が報告された事案について、液化石油ガス販売事業者としてその後の処置状況の記録がなかった。従って、処置を行った際の記録様式を整備し、その処置状況を記録するとともに業務主任者は適切に保安業務を監督すること。<br>・定期消費設備調査について、調査を実施した際の一般消費者の消費設備に不適合事項があるとして、委託先の保安機関から報告があった事案について、液化石油ガス販売事業者として適切な処置を行うこと。 |

# 平成27年度立入検査等の結果について（平成27年4月～平成28年2月実施分）

1．立入検査の結果

| | 立入等時期 | 事業者名 | 事業所名 | 結果（注） | 行政処分・行政指導の有無 | 内容等 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 13 | 平成27年10月1日（木） | マルハ産業（株） | 青森出張所 | 指摘なし | なし | 液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 14 | 平成27年10月19日（月） | 日立システムズ・テクノサービス（株） | 亀有コンタクトセンター | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | 次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。<br>・液石法第28条の規定により、保安機関が液化石油ガス販売事業者と委託契約を締結する際に、相互に交付する一般消費者等の名称の等のうち、法人に係るものについて、その代表者の氏名が交付されていないものがあった。<br>従って、全ての一般消費者等の名簿を確認し、法人の消費者に係る代表者の氏名が交付されていないものについては、速やかに販売事業所と交付を行うこと。<br>・保安業務を実施しているセンターにおいて、交代制の勤務中、夜間ないし休日に保安業務資格者が誰もいない状況となる時間帯があった。このため、保安業務規程を遵守し、センターには常時1名以上の適確な判断・連絡ができる保安業務資格者を配置すること。<br>・緊急時連絡を受理した記録票兼販売事業者への連絡票において、対応日時の誤記や一般消費者等の名称の間違いがあった他、それを保安業務資格者でないものが確認しているなど管理面に係る不適切なものがあった。<br>従って、保安業務資格者が適切な対応をするとともに、管理運用を見直すこと。<br>・保安教育について、年間計画の策定や実施結果の確認など、社内での保安責任者等の関与が不明確であったので、組織的にきちんと計画の策定から実施結果の確認まで管理がなされるよう整備すること。<br>・保安業務資格者については、なるべく社外の講習等を受講し、液化石油ガス保安状況や、事故の状況、法令等の改正状況などの把握に努めること。 |
| 15 | 平成27年10月30日（金） | 大陽日酸エネルギー（株） | 中四国支社広島支店 | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | 次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。<br>・保安業務を受託する液化石油ガス販売事業者との受託契約書及び委託を行う保安機関との委託契約書について、それぞれの契約書に日付が記載されていなかったので、委託元の液化石油ガス販売事業者及び委託先の保安機関との間で日付の記載を行った契約書を取り交わすこと。<br>・緊急時連絡の保安業務を委託している保安機関との受委託契約書において、添付する一般消費者等の名簿は、実際に行う保安業務の方法によって一般消費者等を整理できるようにすること。<br>・液石法施行規則第132条に基づく液化石油ガス販売事業報告の届出において、容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の数の記載において、自社実施分の記載をしていなかったので記載すること。また、当該保安業務を委託している保安機関に係る一般消費者等の数の記載について、地点数ではなく、一般消費者等の個々の戸数でカウントし、記載すること。<br>・液石法第14条の規定に基づき、一般消費者等に対して販売契約締結時に交付する書面（以下「14条書面」という。）において、保安業務を委託する保安機関の変更が一般消費者等に通知されていないことや、誤った記載内容の14条書面を交付していたので、早急に正しい14条書面を再交付すること。 |

# 平成27年度立入検査等の結果について（平成27年4月～平成28年2月実施分）

1．立入検査の結果

| | 立入等時期 | 事業者名 | 事業所名 | 結果（注） | 行政処分・行政指導の有無 | 内容等 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 16 | 平成27年11月6日（金） | 共栄液化瓦斯（株） | 本社 | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | 次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。<br>・保安業務を受託する保安機関との受委託契約書について、液化石油ガス販売事業者の販売所ごとに整理し、当該契約に係る一般消費者等の名簿と併せて適切に管理すること。<br>・一般消費者等の数について、定期的に管理し、液石法施行規則第132条の規定による液化石油ガス販売事業報告及び保安業務実施状況報告に正確な数を記載して届出を行うこと。。 |
| 17 | 平成27年11月27日（金） | （株）渡商会 | 本社 | 指摘なし | なし | 液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 18 | 平成28年1月22日（金） | 東横化学（株） | 相模原事業所 | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | 次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。<br>・保安業務規程は、変更認可後の施行日を記入し、保安業務計画書までを含んだ最新のものを各事業所に備えておくこと。<br>・保安業務を受託する販売事業者との委託契約書ないし覚書に、契約締結等の日付けの記載のないものが3件あったので、日付けを確認し早急に記載すること。<br>・供給開始時点検・調査の点検票に、一般消費者の住所の記載漏れやチェック漏れがあったので修正するとともに、今後実施する際には、記載漏れ等をなくすこと。<br>・定期供給設備点検・定期消費設備調査について、期限内に定期供給設備点検・定期消費設備調査が行われなかった一般消費者が確認されたので、速やかに委託先保安機関による点検・調査を実施するとともに、業務主任者は点検・調査が確実に実施されるよう、期限管理を徹底して行うこと。<br>・期限内に周知が行われなかった一般消費者が確認されたので、速やかに周知を行うとともに、業務主任者及び保安業務資格者は、期限管理等を徹底して行うこと。 |
| 19 | 平成28年2月4日（木） | （株）ミツウロコ | 富士山中店 | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | 次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。<br>・自社内における他店から保安業務を委託する際の規程類が整備されておらず、また、一般消費者等の名簿についても販売店と保安機関との間で適切に管理されていなかったので、管理のあり方も含め、社内規程を整備すること。<br>・保安業務の結果を委託した販売事業者へ連絡する方法において、保安業務規程では45日以内（平成27年12月以前においては30日以内）に委託者に書面をもって連絡する規定となっているところ、当該記録が不明であったので、連絡した記録を適切に保存すること。 |
| 20 | 平成28年2月17日（水） | （株）ジェイエイ・エルピーガス情報センター | LPガス集中監視センター | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | 次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。<br>・液石法第28条に基づき、保安業務を委託契約する際には、委託に係る一般消費者等の氏名及び住所等を適切に交付すること。 |

２．その他行政指導等の結果

| | 立入等時期 | 事業者名 | 事業所名 | 結果（注） | 行政処分・行政指導の有無 | 内容等 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 平成27年4月2日<br>（木）<br>（自己申告日） | 大聖寺運輸(株) | 本社 | 指摘あり | ガス安全室長による口頭注意 | 次の不適切な事項が確認されたことから、5月7日にガス安全室長から同社の社長に対して厳重注意を行った。また、このような事態が生じた原因を把握するとともに、その再発防止策について報告することを求めた。<br>・一般消費者等の数の誤認により、法第29条に基づく保安機関の認定の際に定めてすることとされている一般消費者等の数の範囲が、平成18年の保安機関認定の時点で誤っていた。<br>・液石法第28条第1号の規定により、委託契約を締結するときに書面に記載して交付すべきとされている一般消費者等の氏名及び住所等を記載して交付せずに委託契約を締結していた。<br>・その他、事業者の名称が変わっているにもかかわらず、保安業務の委託契約を締結しているものがあった。 |
| 2 | 平成27年7月28日<br>（火）<br>（事実関係判明） | 北陸石井運輸（株） | ー | 指摘あり | ガス安全室長による口頭注意 | 次の不適切な事実が判明したことから、7月28日にガス安全室長から同社の社長に対して厳重注意を行った。また、このような事態が生じた原因を把握するとともに、その再発防止策について策定し報告することを求めた。<br>・一般消費者等の数の誤認により、法第29条に基づく保安機関の認定の際に定めてすることとされている一般消費者等の数の範囲を超えて保安業務が実施されていた。<br>・液石法第28条第1号の規定により、液化石油ガス販売事業者と保安業務に係る委託契約を締結するときに、書面に記載して交付すべきとされている一般消費者等の氏名及び住所等を記載して交付せずに委託契約を締結していた。<br>なお、保安機関における一般消費者等の数の取り扱いについては、7月31日付でガス安全室長による注意喚起文書を、関係団体等を通して保安機関等に発出した。 |

注）「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。
指摘なし：法令違反についての指摘事項がなかった場合。
指摘あり：法令違反についての指摘事項があったが、行政処分又は文書による行政指導には至らなかった場合。
文書による行政指導あり：文書による行政指導があった場合（法令違反についての指摘事項があった場合を含む。）。
行政処分あり：行政処分があった場合（法令違反についての指摘事項があった場合を含む。）。